

議案第19号

恵庭市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

恵庭市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のとおり改正することについて議決を求める。

平成30年10月12日提出

恵庭市議会議員 猪口信幸 大野憲義 早坂貴敏  
野沢宏紀

記

恵庭市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

恵庭市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条の2第1項各号列記以外の部分を次のように改める。

議員報酬は、会議（定例会、臨時会、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会及び恵庭市議会会議規則（昭和48年議会規則第2号）別表に掲げる会議をいう。以下同じ。）に欠席する日から引き続き欠席する期間が3月を超えるときは議員報酬月額額の100分の20を、6月を超えるときは議員報酬月額額の100分の30を、1年を超えるときは議員報酬月額額の100分の50を減額する。ただし、次に掲げる事由により会議に欠席するときは、この限りでない。

第2条の2第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、「引き続き」の次に「3月、6月又は」を加え、「出席しない」を「欠席する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 任期満了の日以後引き続き議員となった者であつて、任期満了の日まで引き続き会議を欠席する期間があるときは、当該期間を前項の期間に算入するものとする。

第4条第1項後段中「1箇月」を「1月」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「6箇月」を「6月」に改め、同項第1号中「6箇月」を「6月」に改め、同項第2号中「5箇月」を「5月」に、「6箇月」を「6月」に改め、同項第3号中「3箇月」を「3月」に、「5箇月」を「5月」に改め、同項第4号中「3箇月」を「3月」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成31年5月1日から施行する。

恵庭市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表（抄）

現行	改正案
<p>第1条・第2条（略）</p> <p>第2条の2 <u>議長、副議長及び議員の議員報酬は、引き続き1年を超えて会議(定例会、臨時会、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会に限る。以下同じ。)</u>に出席しないときは、<u>議員報酬額の100分の30を減額する。ただし、次に掲げる事由により会議に出席できないときは、この限りでない。</u></p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p><u>2 前項の規定は、引き続き_____1年を超えて会議に出席しないこととなる日の属する月の翌月分の議員報酬から適用する。</u></p> <p><u>3（略）</u></p> <p>第3条（略）</p> <p>（期末手当）</p> <p>第4条 議長、副議長及び議員で6月1日及び12月1日(以下これらの</p>	<p>第1条・第2条（略）</p> <p>第2条の2 <u>議員報酬は、会議(定例会、臨時会、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会及び恵庭市議会会議規則(昭和48年議会規則第2号)別表に掲げる会議をいう。以下同じ。)</u>に欠席する日から引き続き欠席する期間が3月を超えるときは<u>議員報酬月額</u>の100分の20を、6月を超えるときは<u>議員報酬月額</u>の100分の30を、1年を超えるときは<u>議員報酬月額</u>の100分の50を減額する。ただし、次に掲げる事由により<u>会議に欠席するときは、この限りでない。</u></p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p><u>2 任期満了の日以後引き続き議員となった者であって、任期満了の日まで引き続き会議を欠席する期間があるときは、当該期間を前項の期間に算入するものとする。</u></p> <p><u>3 第1項の規定は、引き続き3月、6月又は1年を超えて会議に欠席する_____こととなる日の属する月の翌月分の議員報酬から適用する。</u></p> <p><u>4（略）</u></p> <p>第3条（略）</p> <p>（期末手当）</p> <p>第4条 議長、副議長及び議員で6月1日及び12月1日(以下これらの</p>

現行	改正案
<p>日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する者に対し、期末手当を支給する。基準日前 <u>1 箇月</u>以内に任期満了等又は死亡によりその職を離れた者についても、同様とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、第 1 項の基準日における在職期間(任期満了の日以後引き続き議長、副議長及び議員となった場合は、任期満了前の在職期間を含む。)が <u>6 箇月</u>以内である場合は、前項の規定により算定した額に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を、期末手当の額とする。</p> <p>(1) <u>6 箇月</u> 100 分の 100</p> <p>(2) <u>5 箇月</u>以上 <u>6 箇月</u>未満 100 分の 80</p> <p>(3) <u>3 箇月</u>以上 <u>5 箇月</u>未満 100 分の 60</p> <p>(4) <u>3 箇月</u>未満 100 分の 30</p> <p>4 (略)</p> <p>第 5 条 (略)</p>	<p>日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する者に対し、期末手当を支給する。基準日前 <u>1 月</u>以内に任期満了等又は死亡によりその職を離れた者についても、同様とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、第 1 項の基準日における在職期間(任期満了の日以後引き続き議長、副議長及び議員となった場合は、任期満了前の在職期間を含む。)が <u>6 月</u>以内である場合は、前項の規定により算定した額に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を、期末手当の額とする。</p> <p>(1) <u>6 月</u> 100 分の 100</p> <p>(2) <u>5 月</u>以上 <u>6 月</u>未満 100 分の 80</p> <p>(3) <u>3 月</u>以上 <u>5 月</u>未満 100 分の 60</p> <p>(4) <u>3 月</u>未満 100 分の 30</p> <p>4 (略)</p> <p>第 5 条 (略)</p>